

小野町し尿及び浄化槽汚泥収集運搬・浄化槽清掃業務に係る
公募型プロポーザル実施について

次のとおり、公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

令和4年4月14日

小野町長 村上昭正

1 目的

小野町では、田村広域行政組合解散後も、民間委託により当該組合が行なっているとおりの安定的なし尿及び浄化槽汚泥収集運搬、浄化槽清掃を継続していくため、この業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

本プロポーザルは、事業者の企画力、技術力、効率性等を総合的に評価し、委託するに相応しい事業者を選定することを目的とする。

2 業務委託の概要

(1) 業務名称

小野町し尿及び浄化槽汚泥収集運搬・浄化槽清掃業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙「小野町し尿及び浄化槽汚泥収集運搬・浄化槽清掃業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 契約期間

令和5年4月1日 ～ 令和10年3月31日

（※令和4年度は契約の締結に向けた基本的事項を定めた基本協定を締結）

(4) 委託上限額（5年間総額）

336,175,000円（消費税及び地方消費税含む。）

3 参加資格

(1) 小野町内に本店を有する個人または法人が1者単独または2者以上の共同企業体であること。

※共同企業体は、共同企業体結成届出書兼委任状(様式9)、共同企業体に係る協定書(任意様式)の写しを提出するものとする。

※共同企業体の構成員に属する場合は、1者単独としての応募事業者にはなれない。

(2) 仕様書において示す業務委託を自ら実施する者であること。(再委託は不可)

(3) 本業務を開始するまでに、以下の要件を満たしていること。

①廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和45年法律第137号)第3条(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)及び第4条(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託基準)を満たしていること。

②環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第11条に定める技術上の基準に適合していること。

(4) 参加申込書提出時点において、以下の①から⑥のいずれにも該当しない者。

①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当する者

②小野町及び福島県の指名停止及び資格制限等の処分を受けている者

③会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続きの申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者

④民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者

⑤小野町暴力団排除条例(平成24年小野町条例第4号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員及び暴力団の構成員と密接な関係を有している者

⑥国税及び地方税等を滞納している者

(5) 「仕様書」で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び小野町の指示に柔軟に対応できること。

4 選定スケジュール

(1) 公募開始	令和4年 4月14日(木)
(2) 参加申込書等の提出期限	令和4年 4月28日(木)
(3) 質問書の提出期限	令和4年 4月28日(木)
(4) 質問に対する回答日	令和4年 5月11日(水)
(5) 業務提案書等の提出期限	令和4年 5月18日(水)
(6) 審査会(プレゼンテーション、ヒアリング)	令和4年 5月25日(水)
(7) 選定結果通知	令和4年 5月30日(月)

5 参加申込書等の提出

本プロポーザルの参加資格を満たしていると見込まれ、参加する意思のある者は下記のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和4年4月28日(木)
- (2) 提出先 下記14 事務局
- (3) 提出物 上記5 提出書類のうち
 - ① 参加申込書(様式1-1又は様式1-2)
 - ② 共同企業体結成届出書兼委任状(様式1-3)
※共同企業体の場合
 - ③ 暴力団排除に関する誓約書(様式8)
- (4) 提出方法 自己の責任において持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明にて)
※持参の場合は、8時30分から17時15分まで(土、日曜日及び祝日を除く)事務局(下記14)へ提出する。
※郵送の場合は、上記(1)提出期限までに「下記14 事務局」に到着しなかったものは受け付けない。

6 質問受付期間及び回答

本実施要領等に質問がある場合は、質問書(様式7)を提出すること。

- (1) 提出期限 令和4年4月28日(木)午後5時まで
- (2) 提出方法 質問書(様式7)を事務局(下記14)まで持参、FAXまたは電子メールにより提出すること。なお、FAXまたは電子メール送信後は、必ず事務局へ電話連絡すること。
■FAX 0247-72-3121
■メールアドレス chouminseikatuka@town.ono.fukushima.jp
- (3) 回答方法 提出された質問書の回答は、令和4年5月11日(水)に質問者名を伏せて、参加申込書の提出者全員にメールにて回答する。

7 業務提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和4年5月18日(水)
- (2) 提出先 下記14 事務局
- (3) 提出物 上記5 提出書類のうち
 - ① 審査書類提出届(様式2)
 - ② 事業者の概要(様式3)

- ③ 事業者の業務実績（様式4）
- ④ 業務提案書（様式5）
- ⑤ 配置予定者の業務実績（様式5－1）
- ⑥ 業務見積書（様式6）
- ⑦ 法人登記簿謄本（個人の場合は住民票）
- ⑧ 寄付行為又は定款
- ⑨ 決算書（個人の場合は個人の所得税又は住民税申告書）
※直近3年分
- ⑩ 代表者の身分証明書
- ⑪ 納税証明書（町税）

- (4) 提出方法 自己の責任において持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明にて）
※持参の場合は、8時30分から17時15分まで（土、日曜日及び祝日を除く）事務局（下記14）へ提出する。
※郵送の場合は、上記（1）提出期限までに「下記14事務局」に到着しなかったものは受け付けない。

8 事務局（提出・問い合わせ先）

所在地：〒963-3492 福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻 92 番地

担当部署：小野町役場 町民生活課

連絡先：TEL：0247-72-6933 FAX：0247-72-3121